

平成 21 年度 第 4 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 10 月 27 日（火）15 時 39 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を始めたいと思います。私の方からは特にありませんが、実は冒頭、ある大学の先生で税理士をやっておられる方から、ドイツの最近の実例で、財産税を提案されているかなり高額所得者の人たちのグループがあって、ドイツも国家財政が大変なので財産税を導入しようという動きがあるというメールをいただきました。皆さんに御紹介をしたところ、そんな立派なことをやる人がいるんだねということをおっしゃられました。ノーブレス・オブリージュというのは、そういうことなんだろうと思いつつながら、この税制調査会に臨んだところでございます。少し余談でございますが、申し上げたいと思います。

○記者

峰崎副大臣にお伺いしたいのですけれども、最初の方で金融所得課税の話で、分離課税なのか総合課税なのかというところで、分離課税の場合の実効税率のことが指摘されていたと思うんですが、将来的にはどちらの方向を目指されているのでしょうか。民主党の政策集 I N D E X を見ると、当面の間は分離課税ということなんですが、方向感をお伺いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

新しい鳩山政権になりましたから、まだ確定してないといえば確定してないのですが、これまでの税制調査会の論議の中では、やはり基本的な考え方としては所得税というのは総合課税が望ましいのではないかという考えは持っています。ただし、昨今の論議の経過からすると、二元的所得税という考え方も出始めていましたから、これについては我々としても検討してみる価値があるかもしれない。その場合に、スウェーデンが導入したときの二元的所得税というのは、税率そのものが非常に高いですね。ですから、今、金融所得課税が 10% で、今は景気がよくないし、ある意味では貯蓄から投資へということで 10% というのを特例で設けていますけれども、これをどのような税率にするのかということも絡んでまいります。

税収ということを考えたときには、総合課税になったからといって、例えばそれが 20% ぐらいの源泉徴収だと、先ほど申し上げたように今、所得税は最低税率が 5% でしょう。次が 10% で全体の 8 割でしょう。そうすると今の所得税の税率からすると総合課税した場合に 20% だったら還付しなければいけない。そういう事態が出てまいりますから、それが直ちに増収策になるというふうには言えないんですが、考え方としては、やはり公平性という観点が非常に重要ではないかと。

特に今、2,500 万円以上の所得の方の実効税率が、それ以上とそれ以下で、それ以上

の方は下がってまいりますから、やはりキャピタルゲイン課税、あるいは配当課税に10%ということが非常に効いているなという感じがします。

○記者

最初の方で、高校の授業料無償化と絡んで、特定扶養控除の額について、おそらく年齢を限定されると思うんですが、見直しという提起もありましたけれども、これはこの冬の改正でどの程度議論の必要性があるのですか。

○古本財務大臣政務官

まず、高校の授業料無償化というのは、文科省の方で検討していますので、その議論が第一義的にあるんだろうと思います。この控除から手当へという議論の中で、少なくとも子ども手当は手当でありますから、これは控除から手当の整理ができると思いますが、高校の無償化についても少し議論があると思います。議論をきちんと仮に整理できたならば、これは他方で特定扶養控除というのは立ち上げ当初の45万円から現在63万に拡充してきていますから、むしろ全く手を付けずにそのまま残して、果たしてこれは控除から手当だという議論になるだろうかという議論を妨げるものではないという課題の提起でありまして、何も方向性が決まっているわけではありません。

○記者

その高校の無償化については、もしかしたら来年度からという話になってはいますが、もしそれが来年度から始まるという前提であれば、やはりそれに合わせて見直しをしなければいけないというイメージですか。

○古本財務大臣政務官

ですから、高校の無償化というものの配り方ですね。これは文科省の方で今、検討しておられると思いますので、それが手当なのかどうなのかということにも尽きると思います。

○峰崎財務副大臣

今の問題は、先日のお話にあった、23歳から69歳までの扶養の方も、これは厳然としてどうするかという議論が残っていますので、そういう中で特定扶養控除のところは割と突出していますから、今、古本政務官がいったように、これをやはり高校無償化の論議とどのように結び付けるかということについては、是非、今後しっかりと検討していきたいということでございます。

○記者

税調の中で、税理士会の方から高額所得者の給与所得控除の上限額をという要望があり、これには峰崎副大臣が、それは是非やっていくべきだというようなお話をされていたような気がするんですけども、これはやはりやっていくべきだというようなお考えなんですか。

○峰崎財務副大臣

我々としては、政策集INDEXにも書いていますように、青天井でずっと続いて

いくということについて、果たしてそれがいいのかと。やはりある程度の上限を設けた方がいいのか、その場合には大体幾らにするのかというところがやや迷っているところはあると思います。

さきほど 3,000 万円とか 2,000 万円という数字が出ていましたが、中小企業の方々というのは、2,000 万円ぐらいというのがいい線かなと。そうすると 2,000 万円というのはちょうど確定申告をしなければいけない金額ですから、少し普通のサラリーマンからすれば高いのは当たり前なんですけれども、とりあえずその辺りはどうなのかという、そんな意見がありましたので、参考にはしたいと思っています。

○記者

今の質問と基本的には一緒なんですけれども、これは来年度にも導入していききたいという理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そうですね。これは、時間軸として、この問題はある程度急いだ方がいいかもしれないと。来年度から実現できるのであれば実現した方がいい、そういう課題の 1 つとは思っています。

ただ、今日はまだフリー討議をしておりませんから、この問題について議論してみたときにどんな反応が出るかですね。そういう意味では、今日のヒアリングは非常に良かったのではないのでしょうか。

○記者

今日、政府の税調として初めて経済団体、経団連と商工会議所と向い合ったわけなんですけれども、それぞれアジアとの競争で法人税の実効税率はちゃんと 30% にしてくれとか、あるいは租特透明化法、あれは勘弁しろと、上からまたコストダウンさせられるじゃないかといったような率直な注文が付いたということなんです、それぞれ両団体と向き合われた印象、それからそれについての今後の対応などについて伺いたいと思います。

○峰崎財務副大臣

租特透明化法で、きちんと透明化していくということについての方向感覚は、恐らくあまり違いはないのかなと思いました。問題は、企業名を公表したり、手間暇が相当かかるといったところを危惧されている点があったわけです。これは当然のことながら、我が内部にも一部ないわけではありません。ですから、そこら辺は、租特透明化法というものの目的、そして、現実に租税特別措置というものがどのように運用されているか、使われているのか、そういったことから、我々なりにもやはりある程度判断しなければいけない。

ただ、日本商工会議所の方々はこちらかというところと中小企業が多いですから、中小企業でそういう名前まで出されると少し困るというのは、分からない訳ではないし、実は前にも国会で論戦をしたときに、研究開発税制などというのは、研究開発費という

費目としてP/Lに出ています。

ですから、そういう意味では、有価証券報告書を提出しているような法人というのは、私はあまり大きな違和感はないのではないかと考えておりますので、その辺りを今後もしっかりと内部で検討してみたいと思います。

○記者

経団連の実効税率の議論は、どのように受け止められていますか。

○峰崎財務副大臣

経団連の皆さん方も社会保障費とかあるいは法人税とか、そこを含めて総合的に検討しなければいけないのではないですかということに対して、やはり負担は軽い方が法人にとっては動きがいいとか、設備投資を増やしたりとかあると思いますが、経団連の皆様方は、税負担の重さというよりも、先行きの見通しの方をすごく重視していらっしゃるのかなと思います。これから先、日本経済はどうなっていくのか。あるいは法人税制をどういうふうにかこれからもっていくのかというような将来展望の方が、恐らく経団連の皆様方は関心が高いのではないかと思います。

○記者

そういう関心について、政府としては、そんなに違和感がないというイメージですか。

○峰崎財務副大臣

私はそれほど違和感なく聞いたのですが、今まで、これは野党時代の民主党に対して、絶えず税制の評価をDという最悪のところをいつも付けられたものですから、本当はそこら辺を聞いてみたかったという感じはするんですけども、今日は時間がありませんでした。

○記者

たばこ税についてお伺いしたいんですが、民主党のアクションプログラムに出ていますけれども、来年度の税収がおそらく大きく低迷するという文脈の中で、たばこ税をどう位置づけるかというお考えをお伺いします。

○峰崎財務副大臣

困ったらたばこだというところに行かないようにしなければいけないというふうに思います。これはたばこ特需枠というものがあって、それと葉たばこ農家全量買い上げしたとか、いろんな条件を考えながら、党内にも大幅に上げるべきだという人と、やはりそれは考えるべきだという2つの意見が、これはまだ野党時代の民主党にも強くございました。

この点について、先ほど冒頭に申し上げたように、少し時間をかけて議論した方がいいテーマではないだろうかと思っておりますが、ただ、今もたばこ税の中から林野の赤字や国鉄の清算事業団の赤字などを持たせたりしていますので、ある意味では本当に困ったときのたばこ税頼みに過去はなってしまうんです。

ですから、そこら辺は我々としてはやはり、一つの大衆課税という点では確かに大衆課税なんです。グッド、バッドでいけば確かにこれはバッドだなという、そこら辺のはざままで我々としても大変悩んでいるというテーマではあるんだろうと思いますが、総理からは諮問事項で、きちんと酒とたばこについては議論するようにということがありますので、何らかの形での答申は、答えは出さなければいかぬと思います。

○記者

先ほどの特定扶養控除ですが、たしか政策集 I N D E X では、特定扶養控除は廃止の対象外とされていたかと思うんですが、今回、こういった議論の俎上にのせるということについて、もう少し理由を説明していただきたいんです。

○古本財務大臣政務官

転換というよりも、これは各種控除から手当へという整理をしている議論の中で、個々の控除制度の議論を、それぞれの生い立ちから今日に至る拡充の歴史など、いろんなものを背負っているものを広くこの場で税調委員の皆様と共有することが第一であります。元年に創設したときにはまさに重税感があつた。当時の最高税率も高かったです。ブラケットも非常に広がっていました。そういう時代から今日まで、いろんな累次の下への税制改正をしてきた中で、控除から手当へ、ここは民主党としての第一の原則です。この原則をやっていく上で、果たして高校の無償化というものと絡めたときに、果たしてこの部分は全く議論しなくていいのだろうかという課題の提起をしたということでもあります。

したがって、公約にあります特定扶養控除については、残すというところはそのとおりであります。全くさわらないままで残すのだろうかという議論を、他方で高校の無償化という、これもはっきり言ひまして賛否はあります。賛否が国民の皆さんの中にあるものを制度として、今、文科省の方でやろうとなさっています。それと併せて、この控除についても皆さんと少し議論をしてはいかがでしょうかという提案をしたということでもあります。方針は何も変わっておりません。

○記者

今、おっしゃられた特定扶養控除の話は、制度としては残すけれども、規模を縮小という可能性もあるということですか。

○古本財務大臣政務官

ですから、選択肢はあるでしょうけれども、排除はしないということです。

○峰崎財務副大臣

それは先ほど、冒頭に申し上げたとおりです。

○記者

今回、経団連側から消費税の引き上げというのはかなり強く出ていたかと思うんですが、法人税に依存しているというような御意見もありまして、それを受けて、この消費税についての考え方について改めてお願いしたいんです。

○峰崎財務副大臣

消費税の問題については、約束はとにかく次の選挙までは上げませんよということでは申し上げています。必ず次の4年間は上げませんということを行っています。ただ、中身の問題で、先ほど社会保障財源の問題とか、あるいは消費税の中の益税問題とか、インボイスの問題とか、複数税率をどうするとか、そういう考え方は国民新党、あるいは社民党もおられますので、そういった点は改めて、もう一回、消費税というものの現行の制度の仕組みやそういうものについての改革はやっていかなければいけないと思っていますし、多くの専門家からは、やはりインボイスを入れないと本当の意味できちんとした税制になりませんというような議論もありますので、そのような点についてはしっかりやりたいと思っています。

そんなことでございますので、消費税というものは非常に重要な基幹税であることは間違いありませんけれども、特に地方の皆さん方にとっても非常に大きい、これは地方消費税といいますか、約半分近くは地方にいらいますので、こういった点も含めて我々で議論したいと思っています。

○記者

すみません、議論はまだ先になるかと思うんですが、前回までにプレゼンされました住民税の扶養控除の関係なんですけれども、仮に来年度、所得税の方を廃止した場合に、住民税は前年課税だと思うので、その次の最短で考えるとすると、その次の年からという理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

やる場合は、ですか。

○記者

やる場合に、です。

○峰崎財務副大臣

もし本当に改正して、これも同じように国税はやって、住民税だけ残すというのは、どうも税のテクニカルな面から見ても問題があるということで、これを改正するとしたら、ほぼ同時に法案化作業はやるのではないのでしょうか。

今まで、この種の控除の問題などは1年遅れの前年課税といいますか、そういうものであったとしても、法案が出るときは同時に出ていました。ですから、考え方としては、要するに住民税というものは、あるいは地方税で国税に付加して絶えず連動しているものについては、ほぼ同様のやり方でやっていかないと、必ずそこに齟齬が生じるだろうと思うのです。

○記者

実際の家計の負担というものを見たときも、情報が開示されている状態で始まるということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

ですから、1年遅れの賦課であることは間違いないわけですよ。ただ、法改正としては先にやっておかないと。ですから、同時に法改正はほぼ行くのではないのでしょうか。

それでは終了させていただきます。

ありがとうございました。

[閉会]